

国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(退職手当支給率等の調整)</p> <p>第7条 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第6条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(役員<sup>1</sup>の在職期間を有する職員<sup>2</sup>の退職手当の基本額を算出する支給割合の特例)</p> <p>第12条 引き続いた役員<sup>1</sup>の期間を有する職員<sup>2</sup>の退職手当の基本額を算出する支給割合は、役員としての在職期間1月につき、100分の10.875の割合を乗じて得た割合に、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、経営協議会の議を経て、0.0から2.0までの範囲で決定する業績勘案率から1を引いて得た値を乗じて得た割合を加算することができる。</p> <p>附 則(平成18年4月1日 18経規程第24号)</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員(職員であって、その者が新制度切替日以後に退職することにより国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程の一部を改正する規程(18経規程第24号。以下「平成18年改正規程」という。))による改正後の国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程(以下この条から第5条までにおいて「新規程」という。))の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額を基礎として、改正前の国立大学法人東京農工大学職員退職手当</p>	<p>本則</p> <p>(退職手当支給率等の調整)</p> <p>第7条 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第6条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(役員<sup>1</sup>の在職期間を有する職員<sup>2</sup>の退職手当の基本額を算出する支給割合の特例)</p> <p>第12条 引き続いた役員<sup>1</sup>の期間を有する職員<sup>2</sup>の退職手当の基本額を算出する支給割合は、役員としての在職期間1月につき、100分の10.4625の割合を乗じて得た割合に、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、経営協議会の議を経て、0.0から2.0までの範囲で決定する業績勘案率から1を引いて得た値を乗じて得た割合を加算することができる。</p> <p>附 則(平成18年4月1日 18経規程第24号)</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員(職員であって、その者が新制度切替日以後に退職することにより国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程の一部を改正する規程(18経規程第24号。以下「平成18年改正規程」という。))による改正後の国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程(以下この条から第5条までにおいて「新規程」という。))の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額を基礎として、改正前の国立大学法人東京農工大学職員退職手当</p>	

<p>規程(以下「旧規程」という。)第3条から第7条まで規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は業務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧規程第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧規程第7条第1項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で業務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が、新規程第2条の2から第7条の3の規定により計算した退職手当の額(以下「新規程等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>規程(以下「旧規程」という。)第3条から第7条まで規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は業務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧規程第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧規程第7条第1項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で業務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の83.7)を乗じて得た額が、新規程第2条の2から第7条の3の規定により計算した退職手当の額(以下「新規程等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	
---	---	--

附 則(平成30年1月15日経規程第29号)

この規程は、平成30年1月15日から施行する。